

条までの改正規定、同法第二章第三節を削る
 改正規定、同法第十二条第一項及び第十三条
 第二項の改正規定、同条の次に一条を加える
 改正規定、同法第十四条の六第一項第二号、
 第十五条第二項及び第十六条の改正規定、同
 法第十八条の改正規定（同条第二項中第七号
 を削り、第八号を第七号とする部分を除く。）
 並びに同法第二十三条第十項及び第三十三条
 の改正規定、第三条中農地法第二条第三項第
 二号の改正規定、同法第三条の改正規定（同
 条第一項第七号の二に係る部分及び同条中第
 六項を削り、第七項を第六項とする部分を除
 く。）、同法第四条第一項第三号及び第五条第
 一項第二号の改正規定、同法第十七条ただし
 書の改正規定（第四条第四項第一号）を
 「第四条第三項第一号」に改める部分に限る
 。、同法第三十五条（見出しを含む。）の改
 正規定並びに同法第三十六条第一項第二号、
 第四十六条第一項及び第六十三条第一項第十
 四号の改正規定、第四条中農業振興地域の整
 備に関する法律第十五条の二第一項第五号の
 改正規定並びに附則第三条から第五条までの
 規定、附則第十一條中地方自治法（昭和二十
 二年法律第六十七号）別表第一農地法（昭和
 二十七年法律第二百二十九号）の項第十四号
 の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及
 び第十五条から第十八条までの規定、公布の
 日から起算して一年三月を超えない範囲内に
 おいて政令で定める日
 一 第五百九条の規定 公布の日

1
 (施行期日)
 号) 抄

附 則（令和四年六月一七日法律第六八